

〔三代實錄光孝四十九〕仁和二年八月四日庚戌攝津國島上、島下、豐島、河邊、武庫、菟原、八部、能勢、八箇郡官田四十七町一段百二十二步給主計寮要劇併番上料。十月十九日甲子、勅以中略攝津國島上、島下、河邊、武庫、菟原、八部、有馬郡官田五十二町八段三百十一步、賜典藥寮爲月料田。

〔釋日本紀十二述義〕菟餓野鹿

攝津國風土記曰、雄伴郡有夢野略下

〔法隆寺伽藍緣起并流記資財帳〕合陸地壹仟玖佰貳拾玖町玖段漆拾陸步貳尺肆寸略中

山林岳島等貳拾陸地略中

攝津國雄伴郡宇治郷宇奈五岳壹地

東限彌奈刀川南限加須加多池  
西限凡河内寺山北限伊米野○中略

合庄庄倉捌拾肆口屋壹佰拾壹口略中

攝津國伍處西成郡一處  
武庫郡一處雄伴郡二處川邊郡一處○中略

天平十九年二月十一日略署

〔冠辭續貂二〕大伴の三津高師

攝津の風土記に、夢野は雄伴郡に在と見え、又大和の法隆寺の資財帳に、攝津國雄伴郡宇治郷宇奈五岳壹地と見えたり、和名抄には此郡名なきは、淳和天皇の御諱を、大伴と申奉りしかば、大伴氏を伴氏と改めし時、雄伴郡を八田部と改ためけん此事、日本後紀、日本逸史等に見えざ武の御名を山部と申せしかば、山部氏を山氏と改め、平城の御名をさきて、紀の國の安是を八提郡を、在田郡と改め、嵯峨の御名をさきて、伊豫の神野郡を、新居に改めらるゝ例也、是を八部ならんと云は、かの資財牒に、東限彌奈刀川南限加須加多池、西限凡河内寺、北限伊米野と見ゆると、風土記に、夢野の地を指とかなへるは、今の兵庫の津より西邊を云也、さらば津の國の西の極を雄伴郡と云、東南の河内國和今泉までを、大津三津又大伴の高石タカシともよみたるを思ひ